

令和7年第1回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和7年1月29日（水）
- 2 招集場所 市役所西庁舎3階 議会図書室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 小野 聡子
委員 高田 彩 委員 大井 知教
委員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 柴田 光起
理事兼学校教育監 石田 隆幸
生涯学習課長 松田 直樹
文化財課長 武田 健市
学校給食センター所長 槻田 光吉
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後2時30分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
(1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和4年度特別
報告第1号 史跡多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元
工事)
(2) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(多賀城跡ガイダ
報告第2号 ンス施設条例)
(3) 議案第1号 令和5年度多賀城市教育委員会点検及び評
価の結果に関する報告書について
(4) 議案第2号 学校給食費の改定について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和6年第12回定例会及び令和7年第1回臨時会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、星山委員、小野委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

1月6日、1月1日付けの定期昇給者に係る辞令を交付しました。昇給対象職員39名が昇給しています。

12月25日及び26日の2日間、「多賀城スコール（ウィンタースクール）」を各公民館で開催しました。2日間で小中学生が延べ25名、学生ボランティアが延べ14名参加しました。

1月8日、12月24日からの冬季休業が終了し市立小中学校が再開しました。

1月16日、「多賀城創建1300年事業調査特別委員会」が開催され、教育委員会関係では「（仮称）多賀城跡ガイダンス施設の管理運営について」を市議会議員へ説明しました。詳細は後ほどご報告いたします。

1月21日、「多賀城市議会全員協議会」が開催され、教育委員会関係では「学校給食費の改定及び物価高騰分の公費負担について」を市議会議員へ説明しました。詳細は後ほどご報告いたします。

1月21日、「令和6年度宮城県市町村教育委員・教育長研修会」が仙台市のホテル白萩で開催され、教育委員2名が出席しました。

続いて生涯学習課関係です。

12月21日、市立図書館で、来館者数1,000万人達成を記念した式典を開催しました。多賀城中学校吹奏楽部、多賀城八幡小学校伝統芸能クラブ、仙台育英学園高等学校書道部が発表を行い、443名が観覧しました。

1月10日、「青少年健全育成多賀城市民会議理事会」が開催され、教育長が出席しました。令和6年度の事業報告と青少年善行者表彰選考が行われました。

1月12日、「令和7年成人式～二十歳を祝う会～」を開催しました。市民会館大ホールで実施し、対象者619名に対し405名が出席しました。市内中学校4校の卒業生9名が実行委員として企画や運営に当たり、ピアノ演奏や代表者の挨拶を行いました。当日は「多賀城おもてなしブース」を設置し、生涯学習100年構想実践委員会が作成した「やかもち鍋」や、古代米カレーを参加者に振るまい、思い出に残る成人式となりました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから5ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

10月5日から12月21日まで令和6年度企画展「古代都市多賀城」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催し、2,542人が観覧しました。

12月21日に企画展関連企画としてシンポジウム「再考 古代都市多賀城」を多賀城市民会館小ホールで開催し、196人が観覧しました。

令和7年1月29日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。
(「はい」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和4年度特別史跡多賀城南門 報告第1号 周辺地形修復・築地塀復元工事）

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第1号「臨時代理の報告について（令和4年度特別史跡多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元工事）」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

臨時代理事務報告第1号についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

本件につきましては、「令和4年度特別史跡多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元工事」の増額の変更契約に関するものでございます。

当該工事は、令和6年第11回教育委員会定例会 臨時代理事務報告第14号で 関連する環境整備、設備工事等の増額の工事請負変更契約の締結についてご報告差し上げ、令和6年第4回多賀城市議会定例会で議決を受け、同年12月20日に変更契約を締結しておりますが、今般、南門地形修復・築地塀復元工事の進捗に伴い、法面整形工事内容の精算を行い、当該工事の数量が増となることとなりましたことから、令和7年第1回多賀城市議会定例会で工事請負変更の提案するため、本委員会においてご報告するものです。

議案の7ページをお願いします。

臨時代理事務報告第1号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

9ページをお願いします。令和7年1月16日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、下段 記1に記載があります「令和4年度特別史跡多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元工事」について、令和7年第1回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

戻りまして、8ページをお願いします。臨時代理書でございますが、当該議案に係る意見につきましては、記載のとおり、異議がない旨を回答したものです。

続きまして、工事の変更内容をご説明いたします。

資料11ページをごらんください。

1の件名から、4の工事概要につきましては、当初契約と変更はございません。

今般、変更となりますのは、5に記載のとおり、工事の進捗に伴い、地形修復工事のうち法面整形工事内容について精算を行い、6に記載のとおり、法面整形工事の数量が増加したものでございます。

具体の場所等をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

増工となる場所は、位置図に黒丸で示しました、多賀城跡ガイダンス施設の北東側に設けるスロープ園路付近の法面部分でございます。

ガイダンス施設北東側の園路につきましては、3mの幅員を設けることとしていますが、園路付近の地形が、実測した結果、当初設計に比べ窪んでいることが明らかとなり、安全勾配を確保するために法面の裾の部分の幅を広げる必要が生じました。その結果、法面整形工事の数量が、記載のとおり79.5㎡の範囲で増量となったものでございます。

恐れ入りますが、10ページをご覧ください。

今般、工事内容に変更が生じますことから、記載のとおり工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的は、令和4年度特別史跡多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元工事でございます。

2の変更前、現在の契約金額が6億4,249万3,500円に対して、3の設計変更により26万2,900円の増額となることから、4の変更後の契約金額が6億4,275万6,400円となるものでございます。

5の契約相手方につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、工事の変更概要の説明を終了させていただきます。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第1号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議がないものと認め、臨時代理事務報告第1号について、承認いたします。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城跡ガイダンス施設条例） 報告第2号

教育長

次に、臨時代理事務報告第2号「臨時代理の報告について（多賀城跡ガイダンス施設条例）」を議題といたします。内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

続きまして、臨時代理事務報告第2号についてご説明いたします。

13ページをお願いします。

臨時代理事務報告第2号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

15ページをお願いします。令和7年1月20日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、下段記1に記載があります「多賀城跡ガイダンス施設条例」について、令和7年第1回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

14ページをお願いします。臨時代理書でございますが、当該議案に係る意見につきましては、記載のとおり、異議がない旨を回答したものです。

続きまして、多賀城跡ガイダンス施設条例についてご説明いたします。

初めに20ページをご覧ください。

多賀城跡ガイダンス施設条例につきましては、1 制定の趣旨にも記載のとおり、特別史跡の歴史的価値の向上・共有・継承をはじめ、観光交流の促進・拡大を図るための拠点として設置いたします。教育文化の向上はもとより、市の発展にも大きく寄与する施設と捉えています。

このため、ガイダンス施設を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定されている教育機関、及び地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として位置づけることから、第1条に記載されております、地教行法第30

条及び地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理に関して必要な事項を定めるものです。

続きまして、条例の内容、各条項についてご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

第1条でございますが、こちらには只今ご説明申し上げましたとおり、本条例設置に関する趣旨について規定しております。

第2条には、ガイドンス施設の設置目的と名称・位置を規定しています。

ガイドンス施設については、特別史跡多賀城跡附寺跡をはじめとした多賀城市固有の文化財の価値と魅力について多くの方の理解を深めるとともに、観光振興の促進及び観光交流の拡大により、教育文化の向上と活力ある市勢の発展に寄与することを目的に設置することといたします。

名称については、多賀城跡の入り口ということから、多賀城跡ガイドンス施設といたします。位置につきましては記載のとおりです。

第3条には、ガイドンス施設の業務を規定しております。第2条に規定した設置目的を達成するため、歴史的価値の周知・発信、観光振興及び観光交流に関する業務を行うこととしています。

第4条では、配置する職員について規定しています。

第5条では、開館時間を、午前9時から午後4時30分までと規定いたします。なお、教育委員会が必要と認める場合は、開館時間を変更することができることといたします。

第6条では、休館日を12月28日から翌年1月4日までと規定します。

言い換えますと、この休館日以外は、原則毎日開館しているということでございます。

なお、第5条同様、教育委員会が必要と認める場合は、休館日の変更及び臨時の休館日を定めることができることといたします。

第7条では、入館料について、無料とすることを規定いたします。

第8条では、来館者の安全・安心な見学が図れるよう、第1号から第3号に該当すると認められる方に対して、入館の制限等を行うことを規定いたします。

第9条では館内の施設・設備を毀損した場合の損害賠償義務について規定いたします。

第10条につきましては、条例に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項を、教育委員会規則で定めることを規定しています。

この、教育委員会規則で定めるものの主な内容につきましては、21ページをご覧ください。こちらに記載のとおり、ガイドンス施設を利用される方が遵守する

事項を定めるものでございます。

最後に、本条例につきましては、令和7年4月25日から施行することといたします。

以上で、臨時代理事務報告第2号の説明を終了いたします。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。高田委員。

高田委員

17ページの第3条業務内容についてお尋ねします。(2)多賀城市固有の歴史的景観の次世代への継承に関する業務というのは、景観整備にまつわるものなのでしょうか。

文化財課長

整備というよりも、ガイダンス施設をとおして子どもたちに多賀城の価値を知ってもらおうと考えております

一つは、以前から継続して取り組んでおります、古代米の体験、稲刈りと、蕎麦づくり等の体験を、ある部分ではガイダンス施設での見学ができるように。またボランティアを通して、子どもたちに歴史的景観としての文化の継承と考えています。

高田委員

体験学習とも明記されていて、体験プログラムの実施場所としても、ガイダンス施設は活用されるのでしょうか。

文化財課長

はい、おっしゃるとおりです。教育委員会だけにとどまらず、企画経営部の市民文化創造課と連携をして、様々な文化イベントを展開する拠点となることを考えております。

高田委員

施設で行うものは、基本、市主催の事業、プログラムのみになりますか。

文化財課長

原則、市主催のものと考えております。いずれ、文化及び歴史的価値の発信、交

流事業促進ガイドンス施設の目的に合致したものであれば、整合しながら広めていければいいと考えていますが、現時点では市主催で進めたいと思います。

高田委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。星山委員。

星山委員

第4条に「事務職員又は技術職員その他職員を置く」とあります。JR国府多賀城駅の北側に市観光協会の観光案内所がありますが、観光客が電車を降りときに初めに目にとまるが、観光案内所と思いますが、観光協会との協働していく考えはありますか。

文化財課長

観光ガイドボランティアさんと連携していきたいと、考えておりました。ガイドンス施設の中に観光ガイドボランティアの方が待機するスペースを設け、そこに詰めていただいて、来館者を含めた観光客への説明をお願いしたいと考えておりました。

星山委員

駅前の観光案内所は、なくなるのでしょうか。

文化財課長

所管が企画経営部の市民文化創造課になります。そちらで整理しながら今後の方針を決める模様です。

星山委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。小野委員。

小野委員

星山委員と同じく、第4条についてですが、具体的に職員をどの程度配置する予定ですか。

文化財課長

文化財課の職員が兼務する形となります。

小野委員

常駐する職員が最低1名はいるという認識でいいのでしょうか。

文化財課長

説明が不足しておりました。ガイダンス施設は外部に管理を委託する予定です。そのため常駐するのは委託先の業者になると考えております。

小野委員

施設にどなたかがいるのであれば、相談や案内してもらえるとということですね。

文化財課長

はい、そのとおりです。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。大井委員。

大井委員

4月開館で、2か月を切っていますが、館内の配置図や企画展示等の進捗は、どちらに伺えばいいのでしょうか。

文化財課長

文化財課で開館に向けて、準備をしておりますので、私に直接お問い合わせください。

進捗につきましては、建物は完成しております。内装に関しましても映像用の

機器を搬入する準備を進めております。併せてそこで投影するコンテンツ等の壁面作業を歴なび多賀城というアプリを製作した業者が担当しております。3月中旬をめどにコンテンツ映像を投影できる状況になるのかなど、考えます。

大井委員

完成を期待しています。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第2号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議がないものと認め、臨時代理事務報告第2号について、承認いたします。

議案第1号 令和5年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について

教育長

次に、議案第1号「令和5年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

それでは、23ページをお願いします。議案第1号「令和5年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」説明いたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、別紙のとおり議会に提出し、公表するものであります。

構成につきましては、昨年度と同様で、別冊として配付しております「多賀城市教育委員会点検・評価報告書(令和5年度事業)」を御覧願います。1ページをお開きください。

この点検・評価報告書につきましては、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」という前述の法の規定に基づき作成しているものです。

また、本報告書は、学識経験を有する2名の方から御意見、御提言をいただいて作成しており、本日、この定例会で議決いただきましたら、市議会に提出するとともに、本市ホームページ上で公表するものです。

次に、報告書の概要についてご説明いたします。

まず、3ページから7ページでございます。こちらは、令和5年度における教育委員会の開催状況及び御審議いただいた内容を掲載しております。内容等につきましては、記載のとおりです。

次に、8ページから12ページでございます。こちらは、学識経験者の方から令和4年度事業に対していただきました意見を事務局で検証を行い、令和5年度の業務改善へ結びつけた取組の概要を掲載しております。検証内容等につきましては、記載のとおりです。

次に、13ページから31ページでございます。こちらは、「多賀城市まちづくり報告書」の中で教育委員会における施策及び基本事業の点検・評価を行っております。

14ページにありますとおり、「第六次多賀城市総合計画」に掲げている7つの政策体系のうち、政策3の「教育文化分野」、「夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり」の施策と基本事業ごとに評価を行っております。

評価結果の概要といたしましては、13ページを御覧ください。

施策というレベルでは、「達成」が2件、「中」が4件となっており、基本事業については、「達成」が7件、「高」が1件、「中」が12件、「低」が1件となっております。詳細は18ページ以降に記載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。と存じます。

なお、ただいま申し上げた「達成」という言葉とは、「第六次多賀城市総合計画」の前期目標年度であります令和7年度までに既に目標を達成しているもの、「高」は令和6年度までに達成する可能性が高いもの、「中」は令和7年度に達成する可能性の高いもの、「低」は前期目標年度である令和7年度までに達成することが難しいものです。

次に、32ページから53ページでございます。ここでは、教育委員会で行っている17件の主要な事務事業について、事業評価として掲載しております。

32ページをお開きください。17件の事務事業のうち、事業状況に関して

は、「順調である」が2件、「概ね順調である」が14件、「順調ではない」が1件となっております。また、成果向上に関しては、「成果向上余地は小」が5件、「成果向上余地は中」が12件となっております。

33ページの一覧表では、事務事業名、担当課等、決算額を掲載しており、表の右側には、事務事業の状況、成果向上の評価を数字の1から3までで表しております。なお、この評価の「ものさし」は、同じページの上部に掲載しておりますので、御確認いただきたいと存じます。今後、この評価結果を基に、更なる業務改善を推進していくこととしております。

次に、55ページから61ページでございます。ここでは、学識経験者として、元多賀城市立山王小学校長の當麻哲様、元多賀城市立高崎中学校長の横橋健様のお二人からいただいた御意見を掲載しております。

要約して申し上げますが、施策1の「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」では、「教育連携事業により、学校だけでは得られない知識や経験を地域住民から学ぶことができている」「地域学校共同活動実施回数の順調な増加に伴い、地域のボランティアが学校にかかわることで児童・生徒へのきめ細かな指導が期待できる」との御意見をいただいております。

政策2の「学校教育の充実」では、「学校ICT事業においては、情報端末を活用して学習ができるようになったことは、分かる授業・充実した授業が展開され、学習意欲を高めるとともに、学力の向上につながるものと期待したい」「不登校児童生徒の出現率は増加している。未然防止は難しいが、スクールソーシャルワーカー、支援教室及び心のケアハウス等様々な対策で、生徒児童が再登校している。保護者に知らせて早い時期の相談ができる体制を構築してほしい」などの御意見をいただいております。

政策3の「生涯学習の推進」では、「文化センターの改修工事の終了により、文化芸術に関するイベントなどが多く開催されるようになり、利用者が増えてきた」「図書館の市民貸し出しが減少していることに対して取り組みに期待したい」との御意見をいただいております。

政策4の「市民スポーツ社会の推進」では、「新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、ウォーキングなど個人で行う運動、スポーツ施設で集団での運動をする人が増えてきている」「スポーツの機会に満足している市民の割合が8割を超えているが、施設の利用者は伸び悩んでいる。体育施設の老朽化がひとつの要因と思われる。改修については、市民の声を聴きながら計画を立ててもらいたい」との御意見をいただいております。

政策5の「文化財の保護と活用」では、「復元した南門を含めた特別史跡周辺の整備と一体となった活用策を検討し、より多くの方々に多賀城のすばらしさを

知っていただくとともに歴史を活かした多賀城のまちづくりにつなげていくことを期待したい」「多賀城跡復元事業の進捗に伴い市民の多賀城への関心の高まりが市の歴史、文化を身近に感じている市民の割合が大きく向上している」などの御意見をいただきました。

最後に「総括的意見」でございますが、「これまでは新型コロナウイルス感染症が事業の進捗に大きく影響していたが、今後は各施策にさまざまな視点から総合的にとらえて評価し、目指す姿、目標が達成できるように期待したい」「多賀城創建1300年に向けての取り組みも順調で、関心が集まることが期待されるが、その関心を一時的なものではなく、長く続いていくようなものに発展できる企画に期待したい」などの御意見がありました。

これらの学識経験者の意見を踏まえ、例年どおり内容を検証し、改善に努めてまいります。

最後に、63ページ以降に資料といたしまして、「多賀城市教育基本方針」及び「令和5年度の教育重点目標」を掲載しております。

点検・評価報告書の概要説明になってしまいましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。小野委員

小野委員

こちらは令和5年度事業に対する報告ですが、実際にこれをもとに改善していくのは、令和7年度の施策に活かしていくと捉えていいですか。

次長

はい、そのとおりです。

小野委員

学識経験者の意見で、61ページの6「総括的意見」で、教員の働き方改革について触れています。すでに対応していることがあれば教えてください。

学校教育監

市では教員の勤務時間を勤怠システムというもので、管理・把握をしております。超過勤務している教員には、管理職から声がけをしています。授業の準備に時間を取られ、子供たちと向かう時間が少ないところが問題の根本だと思いま

す。各学校で取り組んではいますが、一例として教員が研修できる時間を確保するための工夫として、ある曜日では会議を持たない日を決めて、研修に使える時間にするとか、休みの時間に子供たちと触れ合う時間を作っていくということ、働き方改革として意識的に校内統一で取り組んでいます。

小野委員

各学校の勤怠管理については、進んでいると考えていますか。

学校教育監

毎月実施している校長会の資料で、月80時間以上、または月45時間以上の時間外勤務をしている教員の数値を前年度の比較という形で提示しています。

実際のところは、中学校の方で部活動の期間が多い傾向にあります。情報発信していくことで管理職の意識が変わっていきます。数字上はすぐ変化はないかもしれませんが、少しずつ取り組んでまいります。

小野委員

はい、ありがとうございます。

教育長

私からも、働き方改革について、お伝えいたします。時間が扱われることが多いのですが、先ほど研修の時間をつくと出ましたが、職員会議の中に研修を設ける、若い教員では放課後にICTの研究をしたいと自主的に取り組む研修を始めた学校もあります。

放課後に行うと超過勤務になると、困る管理職もいますが、逆にそういう主体性がうれしいと管理職からも聴かれました。

本日の校長会でも伝えましたが、DXを活用し削れるところは削る。事務の中身の改善、質的な改善を行う。紙に印刷するため、データをわざわざ入力しなおす。文科省からの調査物に多い、学校からの提出物を文科省の様式にあわせる手間が、余計な仕事があります。県単位、市単位で見直す必要を感じます。

時間がかかっているのは生徒指導、保護者支援。それらの原因分析をして、そういうことが起こらないようにつなげたいのが、質的な働き方改革、教育の改革を両立するのが大きな課題ではないかと考えます。単に時間を短縮すると問題が大きくなる場合もあります。そのあたりを見直して考えていく必要があると思います。

小野委員

そうですね。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。高田委員。

高田委員

32ページの事務事業の点検・評価で「順調ではない」の1件は、31ページの「基本事業01文化財保調査・保存の推進」に該当するのですか。

次長

こちらは、37ページ以降の事業に対し行った点検・評価のまとめになりました。53ページの「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業」の下段の事業状況として、南門等復元完成後の観光客等の動向を踏まえた活用計画とするため計画策定を延伸していることから「順調ではない」との評価になりました。

高田委員

ありがとうございます。

教育部長

補足させていただきます。こちらは令和5年度の決算報告において出されたもので、その時点での評価となります。保存活用計画については、いずれこの定例会でもご説明いたしますが、令和7年度において新たな計画の策定に向けて予算の計上を行っております。今後、事業の着手、進捗状況をご報告することとなります。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。星山委員。

星山委員

今のお話につながるのですが、53ページの「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業」は、令和5年度では目標に達成しなかったため、令和7年度の対策が67ページの「5文化財の保存と活用」に記載されている部分で取り組んでいくということで間違いないでしょうか。

文化財課長

令和5年度は南門復元の工事進捗等により、芳しくない状況でした。新たな予算計上により保存活用計画策定に関する事業を行っていきます。

教育部長

少しだけ訂正いたします。星山委員からご指摘を受けました67ページの具体的に記載してあることは、令和5年度の教育基本方針となり、そのための取り組みでございます。

文化財課長の説明にもあったとおり、ハード整備を行っている中で、全体の仕上がりを見た中で、次の計画を検討していった方がいいのではないかと考え、計画策定事業を延伸してきたところでは、現在は南門が完成し、ガイダンス施設もまもなく出来上がることから、計画づくりに着手することになります。

令和7年度の教育基本方針については、次回の定例会でお示しすると思いますので、ご理解ください。

星山委員

63ページ以降を令和7年度の基本方針と勘違いしておりました。失礼しました。新しい施設に関しましては、次回示されるということですね、ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますでしょうか。小野委員。

小野委員

学識経験者の意見で、56ページ中段の「学校教育の充実」で、授業改善を進めてほしいという提言があり、その前段として個別最適な学び、協働的な学びを一体的に取り入れるとか、ICTを取り入れる等が記載されていますが、そういった学びの場の提供を取り入れていると思います。今後も学校の動きがあったらその都度教えてください。

学校教育監

本日の校長会で発表のあった事例をお知らせします。通常の授業は、音楽は音楽、理科は理科と個別に行っていますが、効果的に扱う授業が第二中学校でありました。

教育長

ギターの音色を、理科的な方と音楽的な方で、一緒に行った授業のようです。

高田委員

先生にストレスやプレッシャーを与えない範囲で、素晴らしい授業、新しい取り組みを見学したいと思います。

学校教育監

機会があれば、ご案内したいと思います。

小野委員

可能ならば、付き添いなしで我々だけで、校長室経由で、そのまま拝見できれば、助かります。

教育長

授業づくり等の流れで見学ができそうかを、検討してみます。

小野委員

教育委員会事務局の負担になるようでしたら、無理は申しません。

教育長

教諭も見学のため来校する人には慣れていると思います。

そのほか、ございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第1号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第1号について原案のとおり決定します。

議案第2号 学校給食費の改定について

教育長

次に、議案第2号「学校給食費の改定について」を議題といたします。
内容につきましては、学校給食センター所長から説明をいたします。

学校給食センター所長

25ページをお願いします。議案第2号「学校給食費の改定について」をご説明いたします。

令和3年度の学校給食費改定から3年が経過し、その間の食材費の高騰などにより、食材料費高騰分を市費等で補填している状況が、令和4年度から続いております。このことから、学校給食費について、下記の通り改定するものです。

なお、令和7年度の保護者の学校給食費徴収金は、現行の学校給食費の金額とします。

「1 学校給食費」の一食単価、小学校は現行289円から367円、中学校は現行348円から443円とするものです。

「2 改定時期」は令和7年4月1日からを予定しています。

26ページをご覧ください。給食費については多賀城市学校給食センター条例施行規則第8条により「学校給食法の規定による給食費は、審議会の答申に基づき、教育委員会が決定する。」と定めています。本日は令和6年12月19日の学校給食センター運営審議会で、答申をいただいた給食費について、ご審議いただいたのち、決定していただければと思います。

答申による改定額につきましては、ただいま説明した議案第2号で示した額となります。

28ページをご覧ください。給食費の改定については、令和6年第12回教育委員会定例会において、事前説明をいたしました。その時に使用した資料とほぼ同じですが、一部追記修正しております。

本日は、重要な点を再度ご説明いたします。

本日の資料は、A4横スライドを縮小して、1ページに2ページ分を記載しています。「○ページの上をご覧ください。」や「△ページの下をご覧ください。」と表現しますのでよろしく申し上げます。

それでは、30ページの上をご覧ください。「3 学校給食費用の内訳」です。

学校給食の費用については「食材費の購入費」のほか、「光熱費や施設設備費、修繕費、委託料」等があります。

保護者の皆さんからいただいた給食費は、全て食材費の購入に充てています。

31 ページの上をご覧ください。「4 学校給食費の実施状況」です。

令和3年度に給食費を改定してから令和6年度までの学校給食の運営経費となります。食材費が令和3年度から、毎年約2,000万円増加しております。

32 ページの下をご覧ください。「5 学校給食の栄養量」です。

学校給食法の学校給食摂取基準により、各栄養価の摂取基準が定められています。

33 ページの上をご覧ください。本市の平成30年度から令和6年12月までの栄養量の充足率です。表の中でグレー色に塗られたマス目が、栄養価が足りていないところです。令和3年度に改定してからは栄養価の充足率が向上しています。令和4年度以降も給食費に公費を補填しながら、栄養価が満足するように実施してまいりました。

34 ページの上をご覧ください。グラフをご覧ください。令和3年度に給食費を改定してから、食料品の価格上昇の幅が大きくなりました。

令和3年4月と令和7年4月では食料の物価指数が約26%上昇しています。

同ページの下をご覧ください。給食センターで購入している食材価格の推移です。1例を紹介いたします。左の表の上か3項目、むき玉ねぎは令和3年290円から令和6年に460円に上昇しています。この表のように多数の食材料費が上昇しています。

35 ページをご覧ください。上下とも前のページの表をグラフ化したものです。食材が値上がりしていることが、この表からも分かります。

36 ページの上をご覧ください。このページでは主食の食材価格の推移です。

折れ線グラフのとおり、令和3年度に給食費を改定してから、短期間に上昇していることが分かります。

同ページの下をご覧ください。令和3年度と令和6年度で同じ献立を作った時の費用の差額の表となります。

ここで、保護者からいただいている小学校の給食費は、1日あたりは289円です。1例を紹介いたします。下の表の献立②ホットドックの日の小学校コース献立令和3年度は、表の左下、合計税込みで、309.61円だったものが令和6年度には、合計税込みで、380.79円になりました。

令和7年度はこの表よりさらに上昇することが予想されます。

37 ページの上をご覧ください。「7 給食費の現状と今後の取組」です。

記載内容を要約しますと、本市の給食費は、令和3年4月以降据え置かれていましたが、物価高騰の影響で栄養価や給食の質を維持するのが困難になっています。

令和4年度以降は国の交付金を活用し、保護者負担を据え置いてきましたが、今後の物価上昇を考慮し、給食費の改定を検討することとしました。

県内他市の調査の結果、令和4年度以降14市のうち11市が給食費を改定しており、本市は改定をしていない3市のうちの一つです。

改定を行った市では負担軽減策も実施しています。

本市でも必要な給食費に改定し、増額分は、令和7年度も市が負担する予定としております。

同ページの下をご覧ください。「8 県内他市の小学校の給食費の改定の状況」です。

県内14市の給食費の改定の状況です。右のグラフをご覧ください。

令和3年度以降他市では徐々に給食費が上昇していることが分かります。

グラフの令和6年度、囲い数字の289と書かれているのが本市です。給食費を改定していないので他市に比べて低い水準のままです。

同じく令和6年度の上の方の囲い数字338を見てください。この338円が物価高騰による公費負担も加味した実際の給食費です。

本市は栄養価を満足させるため、破線の折れ線グラフのとおり実際の給食費は高めに推移しております。

公表している給食費が改定されず、そのままなので、保護者を含め対外的に、物価高騰分を足したら、本市の給食費は実際いくらなのか、実態が分かりづらい状況になっています。

38ページの下をご覧ください。「9 食材費高騰分の公費負担」です。

表をご覧ください。近年の経済情勢や社会情勢等を考慮し、保護者の皆様の負担軽減のため、令和4年度から令和6年度まで毎年不足分を公費で補ってきました。令和7年度につきましても、給食費は改定しますが、引き続き物価高騰の影響を考慮して公費負担を実施予定です。

39ページの下をご覧ください。「11 給食費の改定額の算定」についてです。仙台市の消費者物価指数や、実際の米飯やパン、牛乳の上昇分を考慮した計算となります。

40ページの上をご覧ください。太線の囲みをご覧ください。

計算の結果、令和7年度の給食費は、小学校は78円改定して367円、中学校は95円改定して443円となりました。繰り返しとなりますが、増額分は公費負担を予定しております。

同ページの下をご覧ください。「12 給食費改定の手順」です。

本日、④の教育委員会として給食費について審議をいただき、決定をしていた

だきたいというふうに考えております。

審議にあたり、②の学校給食センター運営審議会で答申をいただいた会議では「物価高騰で給食費が上がるのは仕方がない」「給食費が上がっても、子供たちに十分な栄養のある給食を提供していただきたい。」との意見が多く、出席者全員の方から給食費の改定について、ご理解をいただきました。

また、付帯意見として、3点ありました。

1点目は、地場産品については可能な限り使用に努めること。

2点目は、物価高騰対策等の国の動向を注視しながら、学校給食費の改定による保護者負担の急激な増加とならないように軽減策を図っていただきたい。

3点目は、残食が少なくなる、メニュー開発に、努めていただきたい。

との意見をいただいております。

41ページの上をご覧ください。改定の手順は、ただいまの説明の通りですが、ご覧のスケジュールで、実施または予定をしております。

令和6年12月26日には、本市の重要事項について、審議や報告をおこなう行政経営会議で報告し、了承を得ています。

先週1月21日には、市議会議員全員が出席する全員協議会で説明をし、ご理解をいただいたところです。

本日の審議により決定後は、令和7年3月に保護者に給食費の改定のお知らせをいたしまして、令和7年4月から実施したいと考えています。

以上で「学校給食費の改定及び物価高騰分の公費負担について」の説明を終わります。

教育長

こちらの件につきましては、前回定例会から説明をさせていただきました。ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。

星山委員は、今回が初めての定例会ご出席となりますが、よろしいでしょうか。

星山委員

3年前に給食費の改定があって、令和7年度に改定予定ということで、他の自治体も2年ないし3年ぐらいのペースでの改定が行われているようですね。

運営審議会からも、地場産品の使用、保護者の軽減策を講じる、メニュー開発の努力の要望があったようですが、今後も引き続き負担軽減を含めて、努めていただきたいと思います。

ちなみに給食のホットドックの単価が380円ということですか、娘からはお

いしいと好評のようです。ありがとうございます。

教育長

そのほか、ございますか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第2号について原案のとおり決定します

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和7年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時45分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和7年2月26日

多賀城市教育委員会

教育長

委員

委員